

## [事案 30-143] 更新無効（損害賠償）請求

・平成 31 年 1 月 31 日 裁定終了

### <事案の概要>

保険会社からの更新の通知が届かなかったことを理由に、更新後の保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成 4 年 1 月に勤務先の団体扱いで契約した定期保険について、5 年ごとに自動更新されていたが、平成 24 年 1 月の更新を無効とし、以後の保険料を返還してほしい。

- (1)平成 8 年に転居したが、住所の変更を保険会社に通知しなかったため、保険会社から本契約の更新通知等が届いていなかった。しかし、保険会社は勤務先を通じて住所を確認することができたはずであった。
- (2)平成 22 年に勤務先を定年退職するまでは本契約の存在を認識していたが、その後も無断で自動更新が続いたことは納得できない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款上、契約者が住所を変更したときは、契約者が当社に通知する義務があり、通知がなかったときは、当社が知った最後の住所に発した通知は、通常到着するために要した期間を経過した時に、契約者に着いたものとするとの規定がある。当社は、当社が知った申立人の最後の住所に、更新の通知を送付したため、契約上の義務を履行した。
- (2)なお、当社は申立人の住所の調査を複数回行ったが、転居先を確認できなかった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人は事情聴取を辞退したため、事情聴取は行わなかった。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、自動更新の通知に関し、保険会社に不適切な対応があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。